

保 安 規 程

年 月 日 作 成

ふりがな 設置者名				業 種	
設置場所					
ふりがな 主任技術者					
資格	1種	2種	3種	許可	
勤務状況	専任	兼任			
受電電力				kW	
受電電圧				kV	
発電電力				kW	
発電電圧				kV	
北陸電力			営業所管内		

保 安 規 程

目 次

第1章 総 則

第1条	目 的	1
第2条	法令及び規程の遵守	1
第3条	細 則 の 制 定	1
第4条	規 程 等 の 改 正	1

第2章 保安業務の運営管理体制

第5条	保安業務の監督	1
第6条	電気主任技術者の職務及び勤務	1
第7条	設 置 者 の 義 務	2
第8条	従 業 者 の 義 務	2
第9条	電気主任技術者不在時の措置	2
第10条	電気主任技術者の解任	2

第3章 保 安 教 育

第11条	保 安 教 育	3
第12条	保安に関する訓練	3

第4章 工事の計画及び実施

第13条	工 事 計 画	3
第14条	工 事 の 実 施	3

第5章 保 守

第15条	巡視、点検、測定	4
第16条	"	4
第17条	事故の再発防止	4

第6章 運 転 又 は 操 作

第18条	運転又は操作等	4
------	---------	---

第7章 災 害 対 策

第19条	防 災 体 制	5
第20条	"	5

第8章 記 錄

第21条	記 錄 の 保 存	5
------	-----------	---

第9章 責 任 の 分 界

第22条	責 任 の 分 界 点	5
第23条	需 要 設 備 の 構 内	5

第10章 整 備 そ の 他

第24条	危 険 の 表 示	5
第25条	測 定 器 具 類 の 整 備	5
第26条	設 計 図 書 類 の 整 備	6
第27条	手 続 書 類 等 の 整 備	6

別図第1	組織図	7
別図第2	需要設備の構内図	8
別表第1	巡視、点検、測定及び手入基準	9
別表第2	保修工事報告書（記録）	11
別表第3	日常巡視点検測定記録	
(1)	日常巡視、点検、手入記録	12
(2)	受電設備運転日誌	14
別表第4	定期巡視点検測定記録	
(1)	定期巡視、点検、手入記録	15
(2)	接地抵抗測定記録	17
(3)	絶縁抵抗測定記録	18
(4)	絶縁耐力試験記録	19
(5)	継電器試験記録	
a)	過電流継電器試験記録	20
b)	高圧地絡継電器試験記録	21
c)	過・不足電圧継電器試験記録	22
d)	保護継電装置動作試験記録	23
(6)	絶縁油試験記録	24
(7)	内燃機関始動試験記録	25
別表第5	電気事故記録	26
別表第6	主要電気機器台帳及び保修記録	27

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 (以下「当事業場」という。) における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

〔法令及び規程の遵守〕

第2条 当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

〔細則の制定〕

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

〔規程等の改正〕

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

〔保安業務の監督〕

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務はが総括管理し、電気主任技術者を別図第1の組織図のとおりに配置してその監督にあたらせるものとする。

〔電気主任技術者の職務及び勤務〕

第6条 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

- (イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること
- (ロ) 電気工作物の工事に関すること
- (ハ) 電気工作物の保守に関すること
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関すること
- (ホ) 災害対策に関すること
- (ヘ) 保安業務の記録に関すること

- (ト) 保安用器材及び書類の整備に関すること
2. 電気主任技術者は法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
3. 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (イ) 出勤の回数は電気工作物の設置、改造等の工事の場合は1週に1回以上、その他の場合にあっては1月につき1回以上とする。
- (ロ) 勤務する時間は1回につき 時間以上とする。
4. 電気主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

[設置者の義務]

- 第 7 条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとすると
きは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
2. 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとす
る。
3. 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に
関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定す
るものとする。
4. 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立合わせるも
のとする。

[従業者の義務]

- 第 8 条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者が
その保安のためにする指示に従わなければならない。

[電気主任技術者不在時の措置]

- 第 9 条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合
にその業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名し
ておくものとする。
2. 代務者は、電気主任技術者の不在時には電気主任技術者に指示された職務
を誠実に行わなければならない。

[電気主任技術者の解任]

- 第 10 条 電気主任技術者が次の各号の1に該当する場合は、解任することがで

きるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により、保安の確保上不適当と認められたとき。
 - 二 電気主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
 - 三 電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。
2. 前項に該当する場合、又は電気主任技術者が昇任、転任、退職等の場合のほかその意に反して解任されないものとする。

第3章 保 安 教 育

〔保安教育〕

第11条 電気主任技術者は、保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

〔保安に関する訓練〕

第12条 電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

〔工事計画〕

第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

2. 電気主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の計画を立案し、の承認を求めなければならない。

〔工事の実施〕

第14条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

2. 電気工作物に関する工事が完了したときは、電気主任技術者において所要の検査を行った上これを使用するものとする。
3. 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には常に責任の所在

を明確にし、完了した場合には電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

第5章 保 守

〔巡視、点検、測定〕

第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者においての承認を経て計画的に実施するものとする。

第16条 巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

〔事故の再発防止〕

第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運 転 又 は 操 作

〔運転又は操作等〕

第18条 電気主任技術者は平常時及び事故その他異常時における遮断器・開閉器その他の機器の操作順序、方法等について定めておかなければならぬ。

2. 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な箇所に掲示しておかなければならぬ。
3. 電気主任技術者若しくは代務者又は従業者は事故その他異常が発生した場合にはあらかじめ定められた事故の輕重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け、適切な応急措置をとらなければならない。
4. 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。
5. 受電用遮断器の操作にあたっては北陸電力株式会社関係事業所と必要に応じて連絡しなければならない。

第7章 災害対策

[防災体制]

第19条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するため適切な措置をとることができるように体制を整備しておくものとする。

第20条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は電気主任技術者が行うものとする。

2. 電気主任技術者は、災害時の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

[記録の保存]

第21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別表第2～第5に定めるところにより記録し、これを5年間保存するものとする。但し、日常巡視点検測定記録は1年間保存するものとする。

2. 主要電気機器の保修記録は別表第6に定める設備台帳により記録し必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

[責任の分界点]

第22条 他の者の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は電力需給契約のとおりとする。

[需要設備の構内]

第23条 当事業場の需要設備の構内は別図第2に示すとおりとする。

第10章 整備その他

[危険の表示]

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところは、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

[測定器具類の整備]

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保

管するものとする。

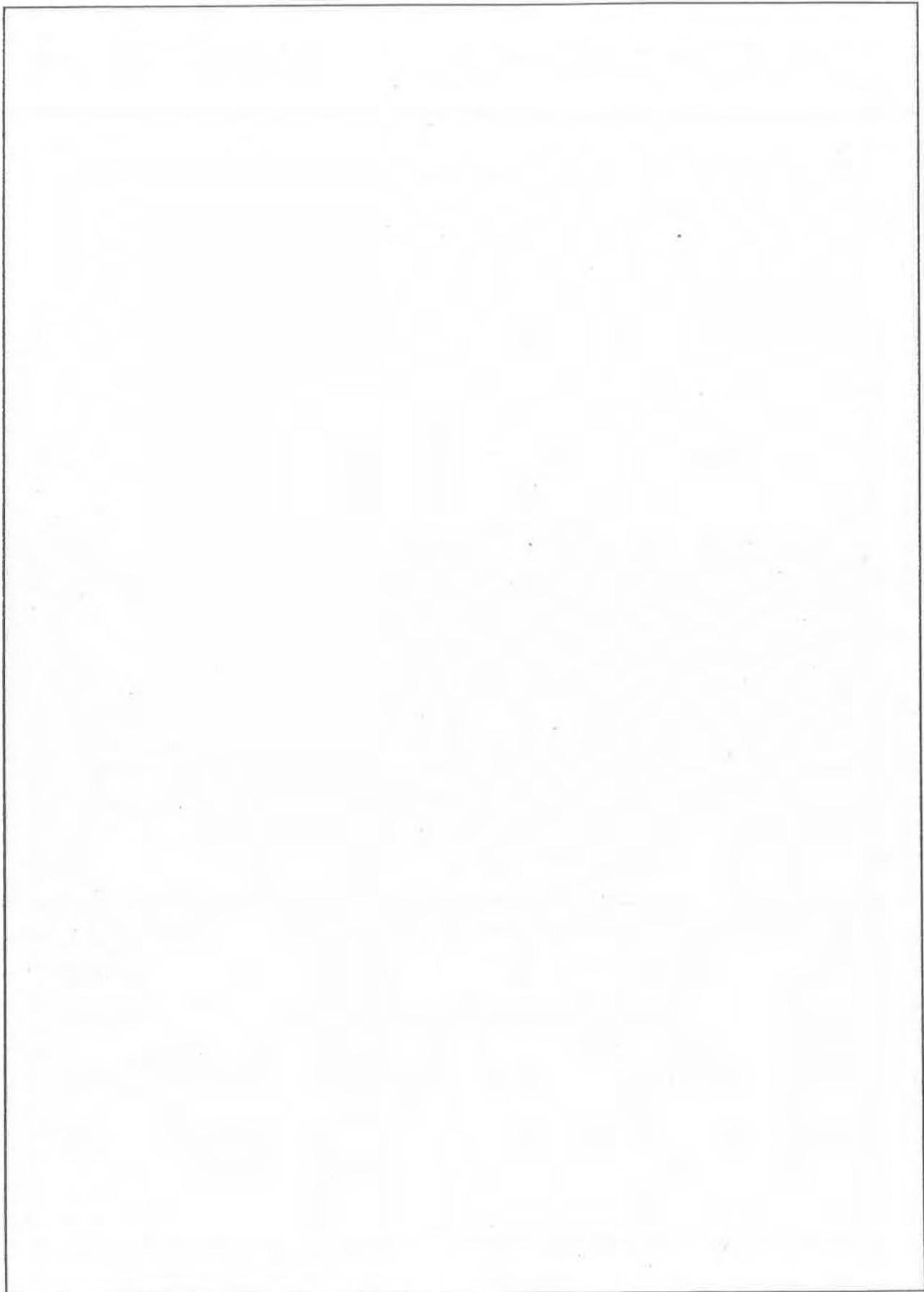
〔設計図書類の整備〕

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については必要な期間整備保存するものとする。

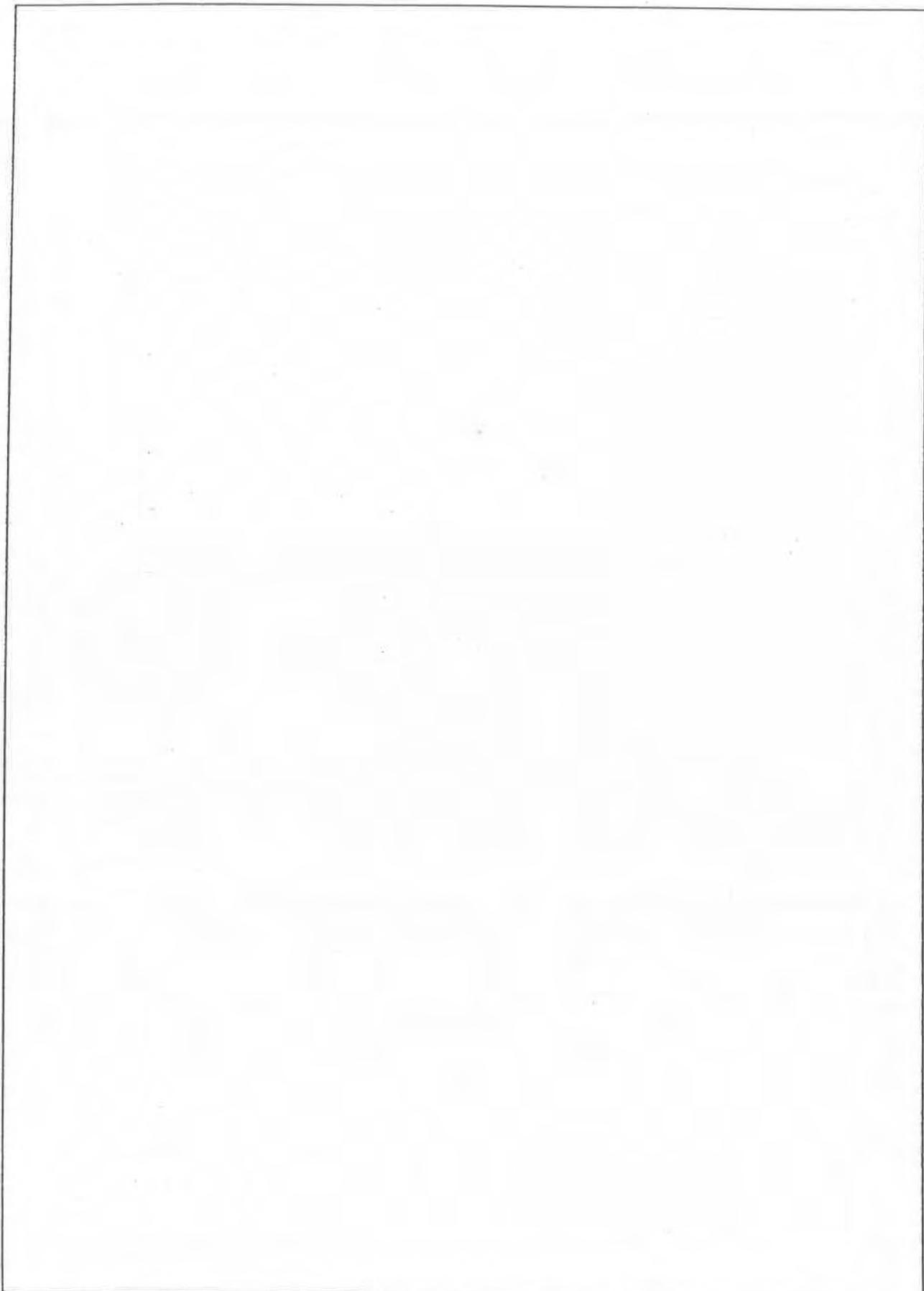
〔手続書類等の整備〕

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図画、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

別図第1 組織図



別図第2 需要設備の構内図



別表第1 巡視、点検、測定及び手入基準

項目 対象	日常巡視点検手入		定期巡視点検手入		精密点検手入		測定	
	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	測定項目
受配電設備備	断路器	1ヶ月 1ヶ月	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異物付着	1年 1年 1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合、フレ止め装置の機能、接地線接続部			1年 絶縁抵抗測定
	遮断器開閉器類	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	外観点検、汚損ガス・空気・油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷、異常音、異臭、各種圧力指示、点灯その他必要事項	1年 1年 1年 1年 1年	各部の損傷、腐蝕、過熱、油量発錆、変形、ゆるみ、操作具合、機構点検、付属装置の状態、油の汚れ、必要によりその特性調査、接地線接続部、制御回路の機能、その他必要事項	3年 3年 3年 3年 3年	内部について接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷、操作機構および付属装置の各部点検、しゃ断速度測定(開極投入時間最小動作電圧および電流の測定を含む)、その他必要事項	1年 3年 1年 5年 1年 1年 1年 1年 絶縁抵抗測定 絶縁油試験 しゃ断器動作特性 真空バルブの劣化測定 保護継電器の動作試験 ガス圧測定 その他必要事項
	母線			1年 1年 1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐蝕損傷、過熱、接続部分、クランプ類の腐蝕、損傷、過熱、ゆるみがいし類、支持物の腐蝕、損傷、変形、ゆるみ			1年 絶縁抵抗測定
	受配電用変圧器	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1年 1年	各部の損傷、腐蝕、発錆、ゆるみ、汚損、油量、接地線接続部	5年 10年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1年 5年 絶縁抵抗測定 絶縁油酸価及び耐圧試験
	計器用変成器	1ヶ月 1ヶ月	外部の損傷、腐蝕、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1年 1年	各部の損傷、腐蝕、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常、接地線接続部			1年 絶縁抵抗測定
	避雷器	1ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1年 1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常、接地線接続部			1年 絶縁抵抗測定
	配電盤	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	計器の異状、表示灯の異状、操作、切換開閉器などの異状、その他必要事項	1年 1年	裏面配線のじんあい、損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落端子配線符号、接地線接続部	2年 2年	各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落端子配線符号	1年 3年 3年 絶縁抵抗測定 保護継電器の動作特性 計器較正、シーケンス試験
	電力用コンデンサ	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1年 1年	各部の損傷、腐蝕、接地線接続部			1年 絶縁抵抗測定
	蓄電池	1ヶ月 1ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔壁板、端子のゆるみ、損傷、表示電池の電圧比重、温度測定	1年 1年 1年	木台、がいしの腐蝕、損傷、耐酸塗料のはくり、床面の腐蝕損傷、充電装置の動作状況	3年 3年	充電装置の内部点検、その他必要事項	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月 比重測定 液温測定 各電池の電圧測定

項目 対象	日常巡視点検手入		定期巡視点検手入		精密点検手入		測定	
	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	点検箇所ねらい	周期 例	測定項目
電線路	電線および支持物	1ヵ月 1ヵ月	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離標識、保護さくの状況	1年 1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐蝕 電線取付状態			1年 絶縁抵抗測定
	ケーブル	1ヵ月 1ヵ月	ヘッド、接続箱分岐箱など接続部の加熱、損傷腐蝕、及びコンパウンド漏油 布設部の無断堀さく、標識他物との離隔距離	1年 1年	ケーブル腐蝕、きれつ損傷 接地線接続部			1年 絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機その他回転機	1日 1ヵ月	音響、回転、過熱、異臭、給油状況 整流子、刷子、集電環点検	3ヵ月 1年 1年 1年	音響、振動、温度 各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異状 制御装置点検 接地線接続部	3年 3年	温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、触受、通風付属装置などの手入れ 温度上昇その他事項を考慮し回転子引出掃除	1年 絶縁抵抗測定
	電熱乾燥装置	1日 1ヵ月	温度、変形、損傷 接続部変色過熱 熱線の腐蝕、取付点検	1年	各部の変形、損傷、ゆるみ、加燃物との離隔状況			1年 絶縁抵抗測定
配線	照明設備	1日	異音、汚損、不点	1年	照明効果、汚損 損傷、音響、温度、コンパウンド洩れ			1年 絶縁抵抗測定
	配線	1ヵ月	配線及び配線器具	1年	配線及び配線器具			1年 絶縁抵抗測定
非常用予備発電装置	原動機関係	1ヵ月 1ヵ月 1ヵ月	燃料系統からの漏油及び貯溜機関の始動停止 始動用空気タンクの圧力	必要な都度	機関主要部分の分解、点検	必要な都度	内燃機関の分解点検	
	発電機関係	1ヵ月	電動機その他回転機と同じ	1年	電動機その他回転機と同じ	3年	電動機その他回転機と同じ	1年 1年 絶縁抵抗測定 緒電器試験
接地装置		1ヵ月	端子の損傷、腐蝕 接地線の損傷、ゆるみ、外れ、断線	1年	端子の損傷、腐蝕 接地線の損傷、ゆるみ、外れ、断線			1年 接地抵抗測定

別表第2 保修工事報告書(記録)

検印	検印	作成者

年月日 天候 温度 °C

工事件名又は 作業名			
停止期間	月日時 分より	月日時 分まで	
機械名及容量 相・型・屋内 外番号・製造 所・その他	機器名 屋内外 容量 型式 定格電圧 定格電流 相数 製造年月 製造番号 製造者名		
請求職場			
作業・記事 状況結果 改善意見 説明図等			
絶縁抵抗 其の他の記録			
測定器名			
作業者名 (社内社外)		使用資材 (品名数量)	

(備考) 1. 絶縁抵抗測定の場合は使用メガーのVならびに前回測定の分と比較記入すること。
 2. 1件名一葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。

別表第3 日常巡視点検測定記録

(1) 日常巡視、点検、手入記録

					検印	検印	点検者
項目 対象	周 期 例	点検箇所ねらい	天候	良否 判定	記 事	不良の場合	
						改修日	点検者
受配電設備	断路器	1ヵ月 1ヵ月	受と刃の接触、過熱変色、ゆるみ汚損、異物付着				
	遮断器 開閉器類	1ヵ月 1ヵ月 1ヵ月	外観点検、汚損ガス・空気・油洩れ、きれつ、過熱、発錆損傷異常音、異臭各種圧力、ヒューズの異常指示、点灯その他必要事項				
	受配電用 変圧器	1ヵ月	本体の外部点検漏油、汚損、振動、音響、温度				
	計器用 変成器	1ヵ月 1ヵ月	外部の損傷、腐蝕、発錆、変形汚損、温度、音響、ヒューズの異常その他必要事項				
	避雷器	1ヵ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損				
	配電盤	1ヵ月 1ヵ月 1ヵ月	計器の異状、表示灯の異状操作、切換開閉器などの異状その他必要事項				
	電力用 コンデンサ	1ヵ月	本体外部点検、漏油汚損、音響振動				
	蓄電池	1ヵ月 1ヵ月	液面、沈溜物、色相極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷、表示電池の電圧比重、温度測定				
電線路	電線および支持物	1ヵ月 1ヵ月	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離標識、保護さくの状況				
	ケーブル	1ヵ月 1ヵ月	ヘッド、接続箱分岐箱など接続部の加熱、損傷腐蝕及びコンパウンド漏油布設部の無断堀さく標識他物との離隔距離				

対象	項目	周 期 例	点検箇所ねらい	良否 判定	記 事	不良の場合	
						改修日	点検者
負荷設備	電動機その他回転機	1日 1ヵ月	音響、回転、過熱、異臭、給油状況 整流子、刷子、集電環点検				
	電熱乾燥装置	1日 1ヵ月	温度、変形、損傷 接続部変色過熱 熱線の腐蝕、取付点検				
備	照明設備	1日	異音、汚損、不点				
	配 線	1ヵ月	配線及び配線器具				
非常用予備発電装置	原動機関	1ヵ月 1ヵ月 1ヵ月	燃料系統から漏油及び貯溜 機関の始動停止 始動用空気タンクの圧力				
	発電機関	1ヵ月	電動機その他回転機と同じ				
	接地装置	1ヵ月	端子の損傷、腐蝕、接地線の損傷、ゆるみ、外れ、断線				

特記事項

(2) 受電設備運転日誌

検印				
勤務者	1直	2直	3直	常雇

年月日曜日天候

時刻	受電盤										配電盤								
	電圧(V)			電流(A)			力率(%)	電力(kW)	電力量(kWh)			温度°C	線		線		線		湿度%
	R-S	S-T	T-R	R	S	T			読み	差×200	電力量		電流(A)	電力(kW)	電流(A)	電力(kW)	電流(A)	電力(kW)	
2																			
4																			
6																			
8																			
10																			
12																			
14																			
16																			
18																			
20																			
22																			
24																			
電力量	受電	(kWh)			力率測定	積算計月間指示差	(kwh)	(kVarh)	蓄電池				記事						
	月累計	(kWh)				"月累計			電圧	比重	温度°C								
	最大	(kW)				積算無効計月間指示差													
	平均	(kW)				"月累計													
	負荷率	(%)				計算力率 $W/\sqrt{W^2 + W_0^2}$			(%)										

別表第4 定期巡視点検測定記録

(1) 定期巡視、点検、手入記録

							検印	検印	点検者
点検日	年月日		天候		温度				
対象	項目 例	周期	点検箇所ねらい	良否 判定	記事			不良の場合	
								改修日 点検者	
受配電設備	断路器	1年	受と刃の接触、過熱 ゆるみ、荒れ具合 フレ止め装置の機能 接地線接続部						
	遮断器 開閉器類	1年	各部の損傷、腐蝕、 過熱、油量、発錆、 変形、ゆるみ 操作具合、機構点検 付属装置の状態 油の汚れ、必要によ りその特性調査 接地線接続部 制御回路の機能 その他必要事項						
	母線	1年	母線の高さ、たるみ 他物との離隔距離、 腐蝕、損傷、過熱、 接続部分、クランプ 類の腐蝕、損傷、過 熱、ゆるみ がいし類、支持物の 腐蝕、損傷、変形、 ゆるみ						
	受配電用 変圧器	1年	各部の損傷、腐蝕、 発錆、ゆるみ、汚損 油量 接地線接続部						
	計器用 変成器	1年	各部の損傷、腐蝕、 接触、発錆、ゆるみ、 変形、きれつ、汚損 ヒューズの異常 接地線接続部						
	避雷器	1年	外部の損傷、きれつ ゆるみ、汚損、コン パウンドの異常 接地線接続部						
	配電盤	1年	裏面配線のじんあ い、汚損、損傷、過 熱、ゆるみ、断線 接地線接続部						
	電力用 コンデンサ	1年	各部の損傷、腐蝕 接地線接続部						
	蓄電池	1年	木台、がいしの腐蝕 損傷、耐酸塗料のは くり 床面の腐蝕損傷 充電装置の動作状 況						
	電線および支持物	1年	電柱、腕木、がいし 支線、支柱、保護網 などの損傷腐蝕 電線取付状態						
電線路	ケーブル	1年	ケーブル腐蝕、きれ つ損傷 接地線接続部						

対象	項目	周期	点検箇所ねらい	良否判定	記事	不良の場合	
						改修日	点検者
負荷設備	電動機その他回転機	3ヵ月 1年	音響、振動、温度 各部の汚損、ゆるみ 損傷、伝達装置の異状 制御装置点検 接地線接続部				
	電熱乾燥装置	1年	各部の変形、損傷、 ゆるみ、可燃物との 離隔状況				
非常用予備発電装置	照明設備	1年	照明効果、汚損、損傷、 音響、温度、コンパウンド洩れ				
	配線	1年	配線及び配線器具				
	原動機関係	必要の都度	機関主要部分の分解点検				
接地装置	発電機関係	1年	電動機その他回転機と同じ				
特記事項							

(2) 接地抵抗測定記録

						検印	検印	測定者
測定日	年月日	天候		温度・湿度				
測定器具								

番号	接 地 板 詳 細			法 定 最 高 抵 抗 値	測 定 値 Ω	合 否	記 事
	埋設位置	当該地板にて接地せる機器および電気施設の明細	地線種別				

接地線系統図 (接地線の種類及び太さ記入のこと)

(3) 絶縁抵抗測定記録

					検印	検印	測定者
測定日	年月日	天候		温度・湿度			
測定器具							
区分			測定値 MΩ		良否	記事	
番号	回路名	使用電圧	線間	大地間			
基準値 対地電圧			150V以下	0.1MΩ以上			
			150V超	0.2MΩ以上			
			300V超	0.4MΩ以上			

(4) 絶縁耐力試験記録

試験日	年 月 日	天 候		温度・湿度		検印	検印	試験者

試験回路

印加電圧計算 [$V \times \frac{1.15}{1.1} \times \boxed{\quad}$ 倍 = V]

電圧計の読み [$\textcircled{V} = \boxed{\quad}$]
この電圧値で規定の電圧が発生する。

試験用器具

器 具 名 称	製 作 者	型 式	定 格 及 び 測 定 範 围		
試験用変圧器(T, T)					
電圧調整器(VR)					
可変補償リアクトル(RL)					
計器用変圧器(PT)					
計器用変流器(CT)					
電圧計(V)					
電流計(A ₁)					
電流計(A ₀)					
電流計(A _L)					
絶縁抵抗計					

試験結果

試験回路 (含む機器記載)	印加電圧 (V)	電圧計 の読み (V)	一次電流 (A)	リアクトル 電流 (A)	充電々流 (mA)		絶縁抵抗 (MΩ)	
					1分値	9分値	耐圧前	耐圧後

(5) 緊電器試験記録

a) 過電流総電器試験記録

検印	検印	試験者
----	----	-----

試験日	年月日	天候		温度・湿度			
-----	-----	----	--	-------	--	--	--

試験用器具

器具名称	製作者	型式	定格及び測定範囲	

試験結果

回路名	型式	製造番号	△	整定値		最小動作電流(A)	瞬時動作値(A)	動作時間(秒)				CB連動	結果
				タップ	バー			%	%	%	%		
			R相										
			T相										
			R相										
			T相										
			R相										
			T相										
			R相										
			T相										

試験回路

記事

b) 高圧地絡継電器試験（地絡過電流の地絡方向）記録

試験日	年 月 日	天 候	温度・湿度	検印	検印	試験者

継電器仕様

施設箇所	デバイス番号	製作者	型式	製造年	製造番号	整定値
						A

最小動作電流試験

測定値	タップ	A	A	A	A	A	A
電流感度 (mA)							

動作時間測定 (ZCT一次側へ整定値の各倍数の電流を流す)

整定値の倍数	130%	400%				
動作時間(秒)						
CBとの連動時間(秒)						

電圧一電流特性試験

測定値	電圧					
動作電流(mA)						

位相特性試験

定格電圧を印加し整定値の500%電流にて位相変化	
進み位相角	
遅れ位相角	

クリーピング試験

定格電圧の115%印加	
無	有

トリップテスト		外見上の異常		総合判定		記事
良	否	無	有	良	否	

試験用器具

器具名称	製作者	型式	定格		

c) 過・不足電圧継電器試験記録

試験日	年 月 日	天 候		温度・湿度		検印	検印	試験者
-----	-------	-----	--	-------	--	----	----	-----

継電器仕様

施設箇所	デバイス番号	製作者	型 式	製造年	製造番号	整 定 値	
						タップ	レバー
						V	L

動作電圧及び復帰電圧試験

測定値	タップ							
動作電圧 (V)								
復帰電圧 (V)								

動作時間測定(整定タップ値に於ける)

上昇・低下時電圧 (V)								
最大时限整定値に於ける動作時間(秒)								
整定値に於ける動作時間(秒)								

トリップテスト		外見上の異常		総合判定		記事
良	否	有	無	良	否	

試験用器具

器具名称	製作者	型式	定格及び測定範囲		

別表第5

電 気 事 故 記 錄

年 月 日

記録作成者

速報提出	年 月 日 時	詳報提出	年 月 日	
提出方法		提出方法		
提出先		提出先		

件 名					
事故発生の日時		天 候			
事故発生の場所					
事故発生の電気工作物		使 用 電 圧			
事 故 の 状 況					
事 故 の 原 因					
保護装置の種類及び 動 作 の 適 否					
被害電気工作物の概要					
他におよぼした障害					
供給支障電力及び 供 給 支 障 時 間		發電支障電力及び 發 電 支 障 時 間			
復 旧 の 日 時		復旧に要する費用			
事故再発の防止対策					
被 害 者	所 属	氏 名	性 別	年 令	作 業 経験年数

別表第6 主要電気機器台帳及び保修記録

機器名	製造者	形式	製造年月	定格容量	保修記録

(注) 1. 保修記録欄は、事故に対する事前及び事後措置（例〇年〇月〇日変圧器油の取替、〇年〇月〇日遮断器のブッシング取替等）

経歴書

自家用電氣工作物の 設置年月日	年 月 日
主 要 な 変 更 事 項	